

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 25(オ)155	原審裁判所名	名古屋高等裁判所
事件名	家屋明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 28 年 4 月 23 日	原審裁判年月日	昭和 25 年 4 月 13 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 7 卷 4 号 408 頁		

判示事項	社宅の賃貸借の解約申入に正当事由ある一事例
裁判要旨	社宅の賃貸借の解約申入につき後記事実（判決理由参照）あるときは、借家法第一条ノ二にいわゆる正当事由があると認むべきである。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人等の負担とする。
理 由	原審の是認した第一審判決の確定した事実によれば、上告人 A 1 が被上告会社の工員として、昭和一七年一月二四日被上告会社からその所有に係る従業員福利施設たる本件家屋を賃料一ヶ月二三円にて期間の定なく賃借したが、同二〇年九月被上告会社の工員を退職し、自らは岐阜県下にも住居を有し妻子をこれに居住せしめつゝ本件家屋には妻の母である上告人 A 2 及び妻の姉である上告人 A 3 を居住せしめており、他方、本件家屋は従業員福利施設である社宅の関係上従業員以外の者には使用せしめないことを原則としているところ、被上告会社は現在約六〇世帯の住宅困窮従業員を擁しているため被上告会社の従業員を以て組織する労働組合からも強く本件社宅の使用を求められている状態であるというのである。そして右事実によれば、被上告人が上告人 A 1 に対してなした本件賃貸借解約申入に借家法一条ノ二にいわゆる正当事由あるものとした原判示は相当であつて、原判決には所論のような違法はない。 よつて民訴四〇一条、九五条、八九条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 岩松三郎 裁判官 真野毅 裁判官 斎藤悠輔 裁判官 入江俊郎)

※参考：判例タイムズ 30 号 38 頁、ジュリスト 37 号 47 頁